

北海道立オホーツク流水科学センター条例施行規則 平成3年北海道規則第5号

改正	平成6年3月31日規則第28号	平成7年10月17日規則第77号
	平成8年3月31日規則第24号	平成10年3月24日規則第22号
	平成11年2月19日規則第13号	平成12年3月31日規則第159号
	平成13年1月5日規則第1号	平成16年3月31日規則第42号
	平成17年10月28日規則第114号	平成18年9月29日規則第137号
	平成19年3月16日規則第19号	平成28年3月31日規則第40号
	令和3年3月31日規則第34号	

北海道立オホーツク流水科学センター条例施行規則をここに公布する。

北海道立オホーツク流水科学センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道立オホーツク流水科学センター条例（平成2年北海道条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成16年規則42号〕

(入館の制限)

第2条 酒に酔っている者その他館内の秩序を乱すおそれがあると認められる者に対しては、条例第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、入館を拒み、又は退館させることができる。

一部改正〔平成17年規則114号〕

(入館者の遵守事項等)

第3条 入館者は、北海道立オホーツク流水科学センター（以下「流水科学センター」という。）の利用につき、条例、この規則及び指定管理者の指示に従うほか、特に次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 建物、附属設備若しくは条例第3条第2号に規定する流水科学センター資料（以下「流水科学センター資料」という。）を汚し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。
- (2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。

2 指定管理者は、入館者が前項の規定に違反したことにより流水科学センターの管理運営上支障があると認めるときは、当該入館者に対しては、流水科学センターの利用を制限し、又は退館させることができる。

一部改正〔平成16年規則42号・17年114号〕

(利用料金の額の承認)

第4条 指定管理者は、条例第10条第3項の規定により利用料金の額について知事の承認を受けようとするときは、別記第1号様式の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

追加〔平成16年規則42号〕、一部改正〔平成17年規則114号〕

(利用料金の減免の基準)

第5条 条例第10条第5項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる者については、条例第10条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）を免除することができることとする。

ア 小学校若しくは義務教育学校の前期課程の児童又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程の生徒の引率者である教職員

イ 土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定するこどもの日若しくは文化の日に利用する高等学校の生徒及びこれに準ずる者

ウ 学校教育又は社会教育により利用する高等学校の生徒及びこれに準ずる者（10人以上で利用する場合に限る。）

- エ 特別支援学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者
 - オ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者
 - カ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者
 - キ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
 - ク 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者
 - ケ 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された者及びその引率者
 - コ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者
 - サ 65歳以上の者
 - シ その他知事がアからサまでに掲げる者に準ずる者と認めるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認める場合は、利用料金を減免することができることとする。
- 全部改正〔平成16年規則42号〕、一部改正〔平成17年規則114号・18年137号・19年19号・28年40号〕

（多目的ホール等の設備の変更の禁止）

- 第6条 条例第11条の承認を受けた者は、同条に規定する多目的ホール等（以下「多目的ホール等」という。）の使用に際し、多目的ホール等の設備に変更を加え、又は多目的ホール等に特別の設備をしてはならない。ただし、あらかじめ、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。
- 一部改正〔平成17年規則114号〕

（原状回復の義務）

- 第7条 条例第11条の承認を受けた者は、多目的ホール等の使用を終了したときは、設備を原状に回復しなければならない。条例第13条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を制限され、若しくは使用を停止されたときも同様とする。
- 2 前項の義務を履行しないときは、指定管理者が代わって行い、その費用を当該条例第11条の承認を受けた者から徴収するものとする。
- 一部改正〔平成17年規則114号〕

（模写品等の刊行等の承認）

- 第8条 条例第16条の承認を受けようとする者は、別記第2号様式の模写品等刊行等承認申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。
- 3 知事は、条例第16条の承認をしたときは、別記第3号様式の模写品等刊行等承認書を交付するものとする。
- 一部改正〔平成17年規則114号・令和3年34号〕

（資料の貸出し）

- 第9条 条例第17条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。
- (1) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人が設置する博物館及び美術館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館並びに同法第29条の規定により文部科学大臣の指定した博物館に相当する施設の長
 - (2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館の長
 - (3) 国立の図書館及び図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館の長
 - (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の長
 - (5) その他知事が適当と認める者
- 一部改正〔平成13年規則1号・17年114号〕

(貸出期間)

第10条 流水科学センター資料の貸出期間は、30日以内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要と認めたときは、流水科学センター資料の貸出期間を延長することができる。
- 3 指定管理者は、必要があるときは、貸出期間中であっても、流水科学センター資料の返還を求めることができる。

一部改正〔平成17年規則114号〕

(資料滅失等の届出等)

第11条 流水科学センター資料の貸出しを受けた者が、当該流水科学センター資料を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定による届出があった場合は、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

一部改正〔平成17年規則114号〕

(知事による管理)

第12条 条例第18条第1項の規定により知事が流水科学センターの管理に係る業務を行う場合においては、第2条中「条例第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」とあるのは「知事」と、第3条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第5条第1号中「条例第10条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「条例第18条第2項の規定により読み替えられた条例第10条第1項の使用料（以下「使用料」という。）」と、同条第2号中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第6条、第7条、第10条及び前条第1項中「指定管理者」とあるのは「知事」とし、同条第2項の規定は、適用しない。

追加〔平成17年規則114号〕

附 則

この規則は、平成3年2月2日から施行する。

附 則（平成6年3月31日規則第28号）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道立オホーツク流水科学センター条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道立オホーツク流水科学センター条例施行規則の規定にかかわらず、平成6年5月31日までの間使用することを妨げない。

附 則（平成7年10月17日規則第77号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月31日規則第24号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月24日規則第22号）

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成11年2月19日規則第13号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第159号）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成13年1月5日規則第1号抄）

- 1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成16年3月31日規則第42号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月28日規則第114号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日規則第137号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月16日規則第19号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第40号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第34号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

別記第1号様式

（第4条関係）

全部改正〔平成16年規則42号〕、一部改正〔平成17年規則114号・令和3年34号〕

別記第2号様式

（第8条関係）

一部改正〔平成6年規則28号・平成17年規則114号・令和3年34号〕

別記第3号様式

（第8条関係）

一部改正〔平成6年規則28号・平成17年規則114号・令和3年34号〕

別記第1号様式

(第4条関係)

年 月 日

北海道知事 様

主たる事務所の所在地

指定管理者の名称

代表者の氏名

㊟

利用料金承認申請書

北海道立オホーツク流氷科学センターの利用料金の額を次のとおり定めることについて承認を受けたいので、北海道立オホーツク流氷科学センター条例第10条第3項の規定により、申請します。

区 分	利用料金の額 (円)	備 考

(用紙寸法 日本工業規格A4)

別記第2号様式

(第8条関係)

年 月 日

北海道知事 様

申請者 住 所
氏 名

模写品等刊行等承認申請書

次のとおり流水科学センター資料の（模写 模造 撮影 複写）品の（刊行 複製 使用）の承認を受けたいので、北海道立オホーツク流水科学センター条例第16条の規定により、申請します。

使用等の目的	
資料名	
作品名	
製作数	
価 額	有料（ 円） 無料
製作予定年月日	年 月 日

(用紙寸法 日本工業規格A4)

別記第3号様式

(第8条関係)

年 月 日

(申請者) 様

北海道知事 印

模写品等刊行等承認書

年 月 日申請の流水科学センター資料の模写品等の(刊行 複製 使用)を次のとおり承認します。

使用等の目的	
資料名	
作品名	
製作数	
価額	有料(円) 無料
製作予定年月日	年 月 日

注意

- 1 上記目的以外に使用しないこと。
- 2 刊行等に際しては、北海道立オホーツク流水科学センター展示の旨を明記すること。
- 3 刊行物、複製品、発表作品等2点を北海道立オホーツク流水科学センターに寄贈すること。

(用紙寸法 日本工業規格A4)